KYOUSAI SAGA

共済さが

平成20年
10月号
No.337
平成20年10月28日発行

平成19年度写真コンテスト
特選　佐賀市
「レタス美人」

○平成19年度の医療費の状況 …… 2
○チャレンジヘルスアップで健康づくり! …… 3
○60歳になったら退職共済年金の請求手続きをお願いします …… 4
○退職後の医療保険制度 …… 6
○任期満了に伴う組合会議員の選挙が行われます …… 7
○平成20年度「共済組合年金相談」後期日程 …… 8

佐賀県市町村職員共済組合
〒840-0041　佐賀市城内1丁目5番14号
TEL 0952-29-0331・FAX 0952-29-7647
http://www.saga-kyosai.jp

KYOUSAI SAGA

平成19年度の医療費の状況

組合員数は減↓ 医療費は増↑

○医療給付総額　（表1）・（図1）

共済組合が平成19年度に医療機関に支払った医療費と高額療養費として給付した医療給付の総額は25億7、725万円で、平成18年度に比べ本人は減少しているものの、家族が増加しているため、全体では2、533万円（0・99％）増となっています。

○組合員1人当たり医療費　（表1）・（図2）

医療費を組合員1人当たりでみると、本人・家族とも年々増加しており、特に家族は18年度に比べ7、913円（6・18％）増と著しく増加しています。診療区分別では、調剤が本人・家族ともに増加しており、組合員1人当たり医療費増加の大きな要因となっています。

○受診率　（表1）・（図2）

18年度と比較すると、本人は2・25ポイント、家族は3・37ポイント増加しています。本人・家族の合計でみると5年間で7ポイント増加しています。

健康管理で医療費節減にご協力を！

短期（医療）給付は、組合員のみなさんの「掛金」と地方公共団体の「負担金」でまかなわれていますが、年々減少する組合員数（図1）と平均給料月額の低下、高齢者医療制度への支援金等により今後更に厳しい財政状況が続くことが予想されます。

みなさんには、日頃の健康管理と適正な受診、ジェネリック医薬品の利用で医療費節減にご協力をお願いします。

平成19年度の医療費の実績と前年度との比較　（表1）

区分		医療給付総額（万円）			組合員1人当たり医療費（円）			受診率（％）		
		18年度	19年度	前年度対比	18年度	19年度	前年度対比	18年度	19年度	前年度対比
本人	入院	40,916	40,195	98.24	39,867	40,099	100.58	1.14	1.11	97.37
	外来	48,947	46,967	95.95	47,693	46,855	98.24	50.76	52.31	103.05
	歯科	14,394	14,084	97.85	14,025	14,050	100.18	12.05	11.97	99.34
	調剤	19,434	20,108	103.47	18,936	20,060	105.94	−	−	−
	計	123,691	121,354	98.11	120,521	121,064	100.45	63.95	65.39	102.25
家族	入院	42,950	45,987	107.07	41,849	45,877	109.63	0.95	0.99	104.21
	外来	54,379	55,417	101.91	52,985	55,284	104.34	49.89	52.06	104.35
	歯科	12,964	12,196	94.08	12,632	12,167	96.32	10.29	10.14	98.54
	調剤	21,208	22,771	107.37	20,665	22,716	109.92	−	−	−
	計	131,501	136,371	103.70	128,131	136,044	106.18	61.13	63.19	103.37
合計		255,192	257,725	100.99	248,652	257,108	103.40	62.36	64.15	102.87

組合員1人当たり医療費と受診率の推移　（図2）

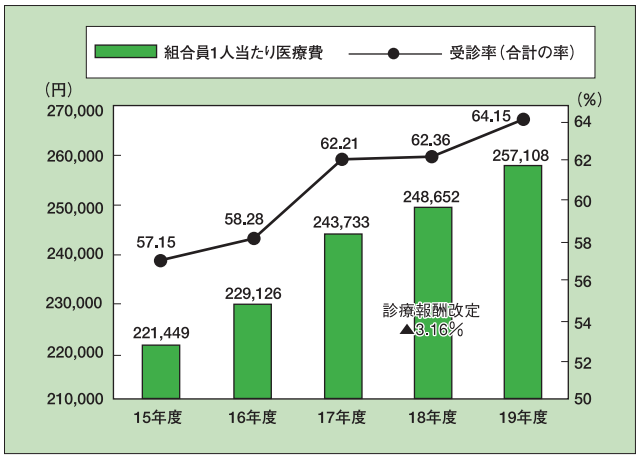

医療給付費総額と組合員数の推移　（図1）

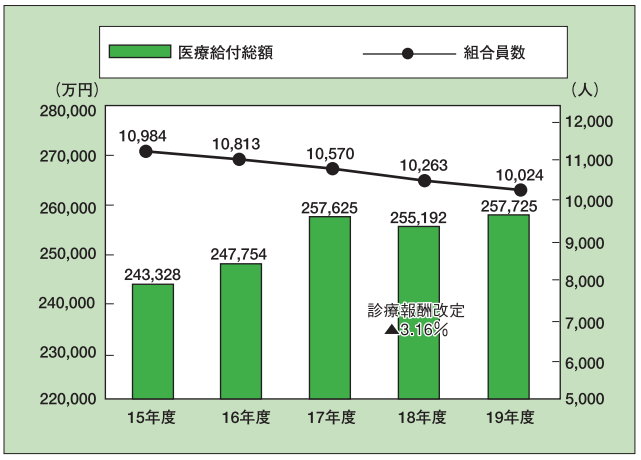

チャレンジヘルスアップで健康づくり!

～10月は「健康月間」です～

「健康管理は自己責任」をスローガンに、組合員のみなさんの毎日の生活を見直すきっかけづくりとして、「チャレンジヘルスアップ」事業を行います。

共済組合から「ヘルスアップカード」を配付しますので、期間中、日々の得点を記入しましょう。

得点の対象となる種目は、私たちが日常親しんでいる運動などから選んでいますので、自分に合った種目を選んで、目標に向かってがんばってください。

また、このカードにより、日頃の生活習慣もチェックできますので、1カ月の生活を見直してみましょう。

要　領

○実施期間　10月1日～31日（1カ月間）
○目標得点　20・30歳代　100点
40歳以上　50点
※年齢は9月30日現在

○カード提出締切日　11月7日（金）
※所属所の共済組合事務担当者まで提出してください。

表　彰

○目標を達成された方には粗品を進呈します。
○チャレンジされた組合員が多い所属所を表彰します。

「医療費通知書」の発行について

共済組合では、組合員、被扶養者の方、一人一人の医療費について、平成20年1月から6月の受診分までを「医療費通知書」により、9月にお知らせしております。

組合員の皆様には、お届けした「医療費通知書」により、ご自分や家族の受診された際の医療費の額を確認していただき、今後も、日ごろの健康管理に十分留意されて、適正受診を心がけてくださるようお願いします。

60歳になったら退職共済年金の請求手続きをお願いします

《特別支給の退職共済年金の請求》

特別支給の退職共済年金は、原則として60歳から支給することとされています。組合員期間が1年以上で、かつ公的年金制度に25年以上加入している方は、在職中であっても60歳になったら年金の請求手続きを行ってください。ただし、在職中は年金の支給が停止されます。

《60歳到達後の手続きの流れ》

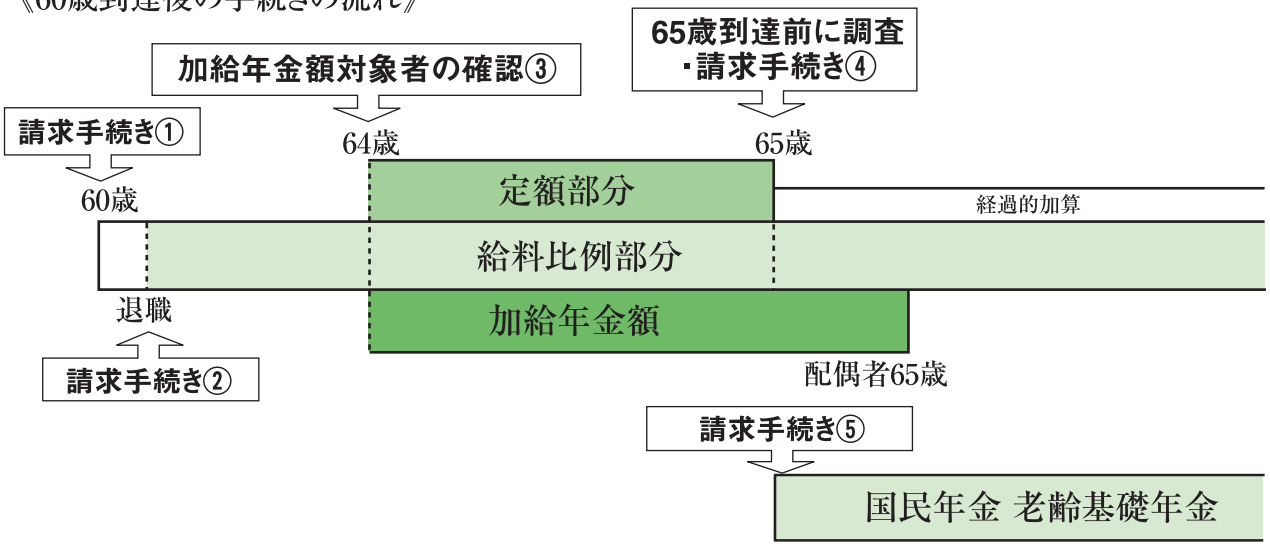

①【60歳到達（特例による退職共済年金受給権発生）】

所属所の共済組合事務担当者を通じて手続きを行ってください。

※　厚生年金に1年以上加入していた方は、社会保険事務所で厚生年金の請求手続きを行ってください。

②【定年退職（60歳到達後に定年以外で退職する場合を含む）による退職改定】

所属所の共済組合事務担当者を通じて手続きを行ってください。

特別支給の退職共済年金は60歳到達から退職までの期間を加算して退職による改定計算を行います。退職共済年金は退職の月の翌月分から、偶数月にその月の前々月と前月分が支払われます。

③【定額部分・加給年金額の支給開始】

組合員期間が20年以上の年金受給権者に共済組合から加給年金額の対象となる配偶者等についての確認書類を送付しますので、書類が送られてきた方は必要書類を添えて共済組合に提出してください。

※　組合員期間20年未満の場合は送付されません。

※　加給年金額の対象者とは、年金受給権者と生計を同一とする65歳未満の配偶者等で、提出された確認書類に基づき加給年金額加算の有無を判断します。

④【65歳到達（本来支給の退職共済年金受給権発生）】

共済組合から「**退職共済年金請求書**」が送付されますので、請求手続きをしてください。

公務員として勤務した後に厚生年金等に加入された方は、それらの期間の「年金加入期間確認通知書」を社会保険事務所等で取得し、請求書に添付をお願いします。

65歳から、退職共済年金に含まれていた「定額部分」は国民年金の「老齢基礎年金」として支給されます。その分、退職共済年金の額は減少することになります。

⑤【国民年金の老齢基礎年金の請求手続き】

老齢基礎年金の請求を行いますが、公的年金制度への加入状況によって請求先が異なります。

○**単一者** … 公的年金の加入期間が公務員期間だけの者

⇒ 請求書は共済組合に提出します。（共済組合が基礎年金支払事務を代行します。）

○**混在者** … **公務員期間のほかに国民年金、厚生年金等の公的年金加入期間を有する者**

⇒ 請求書は受給権者本人が社会保険事務所に提出します。

退職共済年金の支給開始年齢引き上げスケジュール

○退職共済年金の支給開始年齢は生年月日の区分により下の図のとおり段階的に引き上げられます。

生　年　月　日	支給開始年齢	
昭和16(22)年4月1日以前生 (　)は特定消防組合員	60	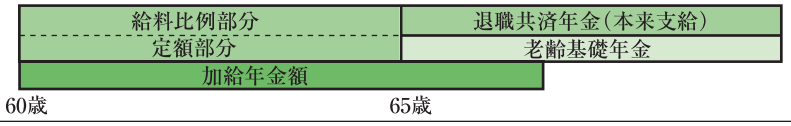
昭和16(22)年4月2日生 ～ 昭和18(24)年4月1日生	給料比例 60 定額部分 61	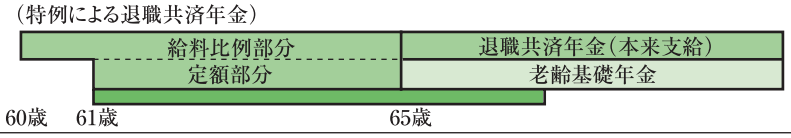
昭和18(24)年4月2日生 ～ 昭和20(26)年4月1日生	給料比例 60 定額部分 62	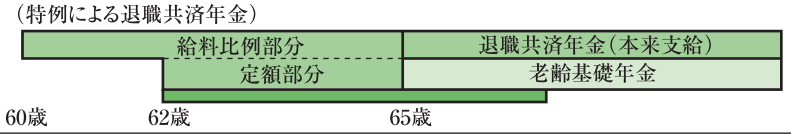
昭和20(26)年4月2日生 ～ 昭和22(28)年4月1日生	給料比例 60 定額部分 63	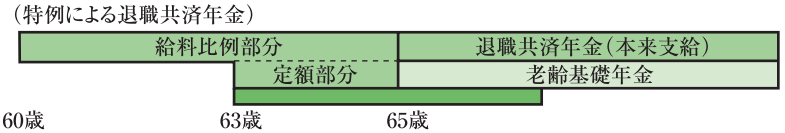
昭和22(28)年4月2日生 ～ 昭和24(30)年4月1日生	給料比例 60 定額部分 64	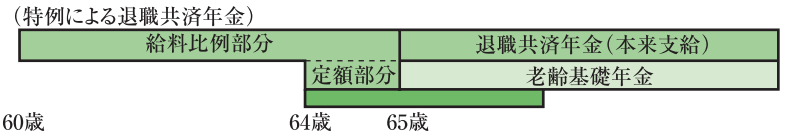
昭和24(30)年4月2日生 ～ 昭和28(34)年4月1日生	給料比例 60	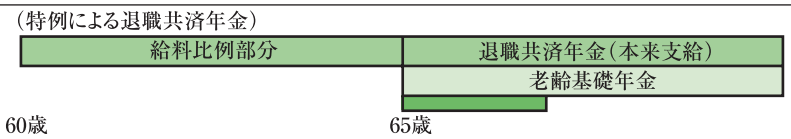
昭和28(34)年4月2日生 ～ 昭和30(36)年4月1日生	給料比例 61	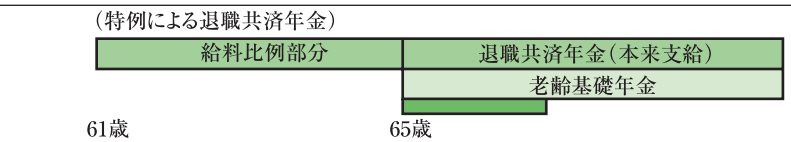
昭和30(36)年4月2日生 ～ 昭和32(38)年4月1日生	給料比例 62	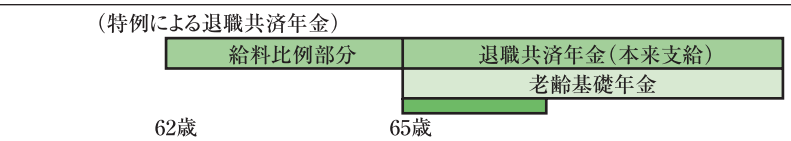
昭和32(38)年4月2日生 ～ 昭和34(40)年4月1日生	給料比例 63	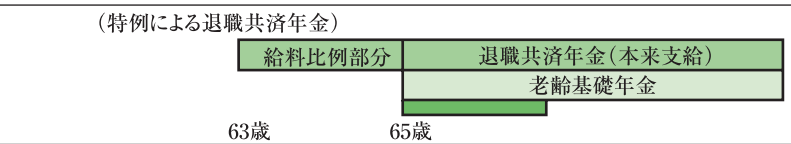
昭和34(40)年4月2日生 ～ 昭和36(42)年4月1日生	給料比例 64	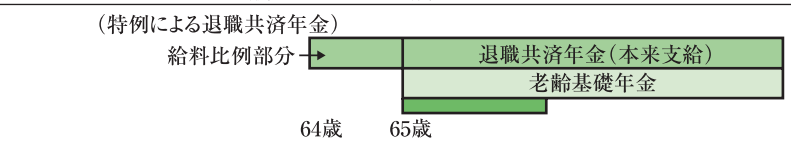
昭和36(42)年4月2日 以降生	65	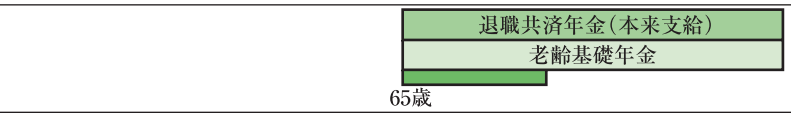

社会保険庁の「ねんきん特別便」について

社会保険庁の「ねんきん特別便」については、公務員を含む全ての現役加入者に対し、国民年金・厚生年金等の年金加入記録を確認していただくことを目的に、年金加入記録のお知らせの送付が予定されております。

「ねんきん特別便」は、原則として事業所経由で実施されることとなっていることから、共済組合から所属所を経由して組合員のみなさんへの配付を行い、「年金加入記録回答票」の回収については、所属所が回収し、共済組合に送付することになっております。

「ねんきん特別便」の送付時期は10月下旬ですが、「ねんきん特別便」が届いたときは内容を確認し、「年金加入記録回答票」を所属所の共済担当者へ提出していただくようお願いします。

退職後の医療保険制度

みなさんが退職すると、共済組合の医療保険制度の資格を喪失することになります。
退職後の状況に応じて、次のいずれかの医療保険制度に加入することになります。

			自己負担	附加給付制度	高額療養費	保険料
再就職する	健康保険等	再就職先で、健康保険、政府管掌健康保険、共済組合などの医療保険制度があれば加入することになります。	3割	各医療保険制度により異なります	有	各医療保険制度により異なります
再就職しない	家族の被扶養者	退職後の収入状況等により、配偶者や子供が加入している健康保険等の被扶養者になれる場合があります。保険料は必要ありません。	3割	各医療保険制度により異なります	有	無
再就職しない	共済組合の任意継続組合員	退職後に申し出をし、保険料を納めることにより、最長で2年間、在職中と同様の短期（医療）給付を受けることができます。	3割	有	有	◎ 共済組合の任意継続組合員制度参照
再就職しない	国民健康保険	再就職しても就職先に健康保険等がない場合や、被扶養者にも任意継続組合員にもならない場合、加入することになります。	3割	無	有	所得・世帯構成などにより異なります

◎ 共済組合の任意継続組合員制度

資格	退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者
対象者	組合員とその被扶養者
期間	2年間（中途での資格喪失も可能です）
加入手続き	退職後20日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」を元所属所を経由して共済組合に提出してください
保険料	任意継続組合員の保険料には、医療に係る短期保険料と介護に係る介護保険料（40歳以上65歳未満の者が対象）があります。 保険料は、次の①～③のいずれか少ない額に、短期・介護の保険料率を乗じて算出します。 ① 退職月初日の給料額 ② 組合員期間が15年以上で、退職時の年齢が55歳以上で初めて退職する者は退職月初日の給料の7割の額 ③ 平成21年度全組合員の平均給料（平成20年度は337,000円） 【保険料の算定方法】 ● 短期保険料（月額）＝ ①～③のいずれか少ない額 × 平成21年度短期保険料率 （参考：平成20年度は101.475／1000） ● 介護保険料（月額）＝ ①～③のいずれか少ない額 × 平成21年度介護保険料率 （参考：平成20年度は10.0／1000） ※ 平成21年度の平均給料、短期・介護保険料率は、平成21年2月下旬に決定します。
保険料納入方法	・毎月払い、半年払い、年払い（年度単位）の3通りの方法があり、半年払い・年払いについては、前納割引制度が適用されます。 ・払込みは、共済組合から送付する「払込票」により直接払い込まれるか、佐賀銀行口座からの自動引落し（毎月20日）となります。 ・掛金の払込期限は、任意継続組合員の資格を取得した最初の月分は退職の日から20日以内、それ以降は資格の継続を希望する月の前月末までとなります。
給付内容	組合員と家族（被扶養者）は、在職中と同様の短期（医療）給付が受けられます。 ただし、傷病手当金等休業給付は除きます。

〈参考〉
組合員期間40年、退職時年齢60歳、退職月初日の給料：425,900円の者が、年度末に退職した場合
（平成20年度の保険料率、平均給料で算定）
●保険料算定の基礎となる額　298,130円（退職月初日の給料の7割の額）
●保険料額　　短期（医療）保険料：30,252円　　介護保険料：2,981円　　合計：33,233円
①毎月払いの場合：398,796円（医療：30,252円 × 12月 ＋ 介護：2,981円 × 12月）
②半年払いの場合：394,266円（医療：179,450円 × 2回 ＋ 介護：17,683円 × 2回）
③年払いの場合　：390,422円（医療：355,401円 ＋ 介護：35,021円）
※ 半年払い・年払いについては、払込月によって、保険料額が若干変わりますのでご注意ください。

任期満了に伴う組合会議員の選挙が行われます

共済組合には、法の定めにより議決機関として組合会を置くこととなっています。

組合会は、市町村長の中から選ばれた議員10名と市町村長以外の組合員の中から選ばれた議員10名の計20名で構成されております。

また、組合会は定款の変更、運営規則の変更、毎事業年度の事業計画及び予算、決算等、重要事項の議決を行います。

組合会議員の任期は2年と定められており、平成20年11月30日をもって現在の議員の任期が満了となります。

これに伴い、11月14日に組合会議員の選挙が行われます。新議員の任期は、平成20年12月1日から平成22年11月30日までとなります。

以下、組合会議員選挙の概要をお知らせします。

市町村長が選挙する議員（市町村長議員）

各選挙区ごとに、市町村長の互選により行います。

市町村長以外の組合員が選挙する議員（職員議員）

各選挙区において所属所ごとに組合員100人に1人（100人に満たない所属所にあっては1人）の割合で代議員を選出し、その代議員の互選により行います。

役員（理事長・理事・監事）

20人の組合会議員の中から、12月に開催予定の組合会で選挙が行われ、選出されます。

組合会議員選挙の流れ

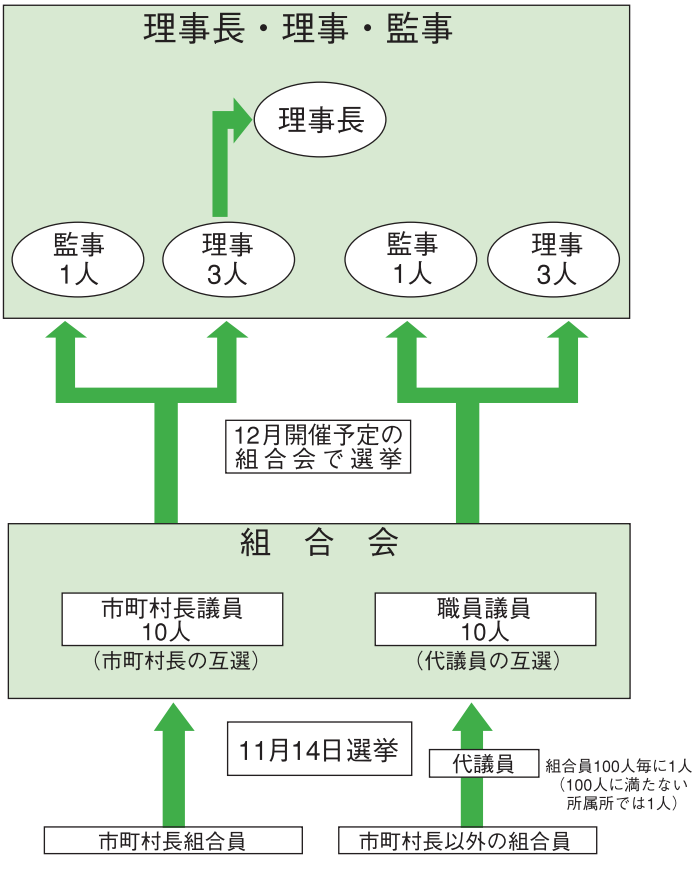

●組合会議員の選挙区及び議員定数

市町村長議員

選挙区		議員定数
1区	佐賀市、鳥栖市、多久市 小城市、神埼市、神埼郡 及び三養基郡の区域内の町	5人
2区	唐津市、伊万里市、武雄市 鹿島市、嬉野市、東松浦郡 西松浦郡、杵島郡 及び藤津郡の区域内の町	5人

職員議員

選挙区		議員定数
1区	佐賀市、鳥栖市、多久市 小城市、神埼市、神埼郡 及び三養基郡の区域内の町	5人
2区	唐津市、伊万里市、武雄市 鹿島市、嬉野市、東松浦郡 西松浦郡、杵島郡 及び藤津郡の区域内の町	5人

※一部事務組合については、事務所の所在する市町と同じ選挙区

長期給付の掛金率が引き上げられました

長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定められております。
平成16年に行われた地方公務員の財政再計算により、平成20年においても9月から長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられています。

（単位:‰）

区　　分	～平成20年8月	平成20年9月～
給料に対する率	90.2875	92.5000
期末手当等に対する率	72.2300	74.0000

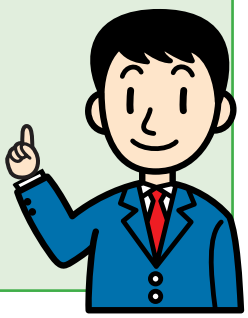

平成20年8月1日から
育児休業手当金・介護休業手当金の給付日額の上限額が変わりました

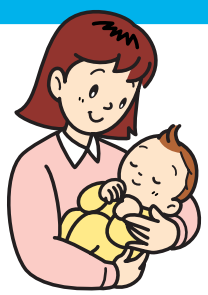

◯育児休業手当金　9,640円　→　9,586円
◯介護休業手当金　7,712円　→　7,669円

※掛金の算定の基礎となる給料月額が337,370円（教育長421,850円）以上の方がこれに該当します。

平成20年度「共済組合年金相談」後期日程

平成20年度「共済組合年金相談」（後期日程）を次のとおり実施します。

1　対 象 者　組合員及び年金受給権者
2　相談事項　年金制度全般に関すること（個人の年金額等にはお答えできません）
3　受付時間　午前10時から午後2時まで

問合せ先　佐賀県市町村職員共済組合
年金課
TEL0952-29-0333

日　　時	場　　所	日　　時	場　　所
11月 4 日(火)	鳥栖市役所1階第1会議室	11月28日(金)	神埼市役所1-1会議室
11月12日(水)	小城市役所牛津庁舎議会棟1-1会議室	12 月 2 日(火)	太良町役場2階大会議室
11月20日(木)	嬉野市役所本庁3-1会議室	12 月 9 日(火)	有田町役場有田庁舎（旧西有田町役場）3階会議室
11月27日(木)	白石町役場本庁1階西会議室	12 月11日(木)	佐賀市役所4階第1会議室